

令和4年度行政事業レビューシート ( 文部科学省 )

事業名	著作権行政の充実			担当部局庁	文化庁	作成責任者			
事業開始年度	昭和26年度	事業終了 (予定) 年度	終了予定なし	担当課室	著作権課	著作権課長 吉田光成			
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	著作権法 第105条～111条 世界知的所有権機関設立条約第11条の2 文学的・美術的著作物の保護に関するベルヌ条約パリ改正条約 第25条(4)(a)			関係する 計画、通知等	・文化芸術推進基本計画－文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる－(第1期)(平成30年3月6日閣議決定) ・司法制度改革推進計画				
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	著作権紛争解決あっせん制度は、著作権等に関する紛争が生じた場合、第三者が関与することで実情に即した簡易、迅速な解決を図ることを目的とする。また、世界知的所有権機関分担金は世界知的所有権機関(WIPO)加盟国としてWIPOの運営費を支払い、加盟国の著作権者の権利の保護に資することを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	著作権紛争解決あっせん制度は、著作権法に規定する著作人格権、著作権、著作隣接権及び二次使用料または報酬に関する紛争をあっせんにより解決するため、文化庁長官が著作権紛争解決あっせん委員を置き、これにより当事者間のあっせんを行うものである。また、世界知的所有権機関分担金は、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約(4)(a)において、WIPO運営費を支払うことが加盟国に義務づけられており、我が国は等級Ⅰ(その他の等級Ⅰの加盟国:アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ)に分類されて、これを文化庁26.6%、特許庁73.4%の比率で支払っている。								
実施方法	その他								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度要求			
	予算 の 状 況	当初予算	34	34	34	36	36		
		補正予算	-	-	-				
		前年度から繰越し	-	-	-				
		翌年度へ繰越し	-	-	-				
		予備費等	-	-	-				
	計	34	34	34	36	36			
	執行額	34	33	34					
執行率(%)	100%	97%	100%						
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	100%	97%	100%						
令和4・5年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	令和4年度当初予算	令和5年度要求	主な増減理由					
	世界知的所有権機関分担金	25	25						
	政府開発援助世界知的所有権機関分担金	11	11						
	委員手当	0.2	0.2						
	職員旅費	0.1	0.1						
	計	36	36						
活動内容 (アクティビティ)	WIPOは各国からの分担金を財源の一部とし、知的財産権保護の国際的な促進、知的財産に関する条約(著作権関連条約を含む)、国際登録業務の管理・運営、知的財産分野での開発途上国への援助等の事業を実施している。我が国は加盟国として、分担金、人的貢献、関連国会への参画等を通じて、WIPOの上記事業の実施に貢献する。								
活動目標及び 活動実績 (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度 活動見込	5年度 活動見込
	分担金は各国に割り当てられた義務的資金であり、支払い義務の継続的な履行を目指す。	分担金支払義務の履行状況	活動実績	スイスフラン	303,100	303,100	303,100	-	-
			当初見込み	スイスフラン	303,100	303,100	303,100	303,100	303,100
単位当たり コスト	算出根拠			単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度活動見込	
	WIPOへの分担金であり、日本及び他国からの分担金を取りまとめ会議を含めた各種事業を行っているため、我が国からの分担金のみに対する単位当たりのコストを算出することができない。			単位当たり コスト	-	-	-	-	
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	中間目標 2年度	目標最終年度 -年度
	著作権保護を推進するため、WIPO本部における著作権等関係の定例会議を着実に開催することを目標とする。	WIPO本部における著作権等関係の定例会議の開催回数	成果実績	回	7	5	6	-	-
			目標値	回	6	6	6	6	6
			達成度	%	117	83	100	-	-

根拠として用いた統計・データ名 (出典)	WIPO定例会議開催実績(WIPOウェブサイトより)								
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	中間目標 2 年度	目標最終年度 - 年度
	日本のプレゼンス向上を図るため、WIPO職員数に占める日本人職員数の割合を高める。	WIPO職員数に占める日本人職員数の割合	成果実績	%	2.7	2.9	2.9	-	-
			目標値	%	6.6	6.6	6.6	6.6	-
			達成度	%	40.9	43.9	43.9	-	-
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	statistical data on geographical representation and gender balance								
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	中間目標 2 年度	目標最終年度 - 年度
	日本のプレゼンス向上を図るため、WIPOの幹部職員数に占める日本人幹部職員数の割合を高める。	WIPOの幹部職員数(D1以上)に占める日本人幹部職員数の割合	成果実績	%	5.1	4.8	3.8	-	-
			目標値	%	6.6	6.6	6.6	6.6	-
			達成度	%	77.3	72.7	57.6	-	-
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	statistical data on geographical representation and gender balance								

**事業所管部局による点検・改善**

	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・著作権紛争解決あっせん制度は、著作権法第105条～第111条に規定されている著作権等に関する紛争について国が関与することで実情に即した簡易、迅速な解決を図ることを目的とした制度であることから、国民や社会のニーズを的確に反映していると言える。</li> <li>・世界知的所有権機関(WIPO)事務局分担金は、WIPO加盟国の著作権者の権利保護を目的として毎年支出しているものであり、我が国の著作権・著作隣接権者の活動・権利の保護に裨益することから、国民や社会のニーズを的確に反映していると言える。</li> </ul>
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・著作権紛争解決あっせん制度は、著作権法第105条～第111条に規定されている著作権等に関する紛争について国が関与することで実情に即した簡易、迅速な解決を図ることを目的とした制度であることから、地方自治体や民間等に委ねることはできない。</li> <li>・WIPO事務局分担金は、WIPOの運営予算として、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約パリ改正条約(ベルヌ条約)第25条(4)(a)により、7等級別に応じた分担金を支払うことが各加盟国に義務付けられているものであり、加盟国である我が国が負担しなければならない義務的経費である。よって、国がその支払いを直接履行すべきである。</li> </ul>
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・著作権紛争解決あっせん制度は、著作権法第105条～第111条に規定されている著作権等に関する紛争について国が関与することで実情に即した簡易、迅速な解決を図ることを目的とした制度であることから、政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業であり、優先度は高い。</li> <li>・WIPO事務局分担金は、WIPOの運営予算として、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約パリ改正条約(ベルヌ条約)第25条(4)(a)により、7等級別に応じた分担金を支払うことが各加盟国に義務付けられているものであり、加盟国である我が国が負担しなければならない義務的経費である。よって、国がその支払いを直接履行すべきである。また、我が国の著作権・著作隣接権者の活動・権利の保護に裨益することから、必要かつ適切であり、優先度は高い。</li> </ul>

事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-		
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、 一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	-	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	・著作権紛争解決あっせん制度を利用する者は、申請時に46,000円の手数料を納付することになっており、受益者との負担関係は妥当である。 ・世界的著作権機関事務局分担金は、WIPO加盟国の著作権者の権利保護を目的として毎年支出しているものであり、我が国の著作権・著作隣接権者の活動・権利保護に裨益するものであり、受益者との負担関係は妥当であると言える。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	-	-	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	・著作権紛争解決あっせん制度にかかる予算は、あっせん委員への手当と旅費であり、事業目的に即し真に必要なものに限定されている。 ・WIPOの事業は、計画予算委員会での審議及び加盟国総会での承認を経て実施されており、我が国は執行状況について同委員会にて報告を受け、確認している。 ・また、WIPOは国連の専門機関であり、その事業内容は国連合同監査団による業績評価対象である。 以上のことから、費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されていると言える。	
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-		
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-		
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	・著作権紛争解決あっせん制度にかかる予算は、令和3年度はあっせんの申請がなかったため執行されなかった。 ・分担金は、WIPOの年間の事業計画に要する経費の財源の一部に充てられ、その予算の執行状況は、財政管理報告書において報告がなされているほか、内部監査及び外部監査が行われており、コスト削減や効率化に向けた工夫は十分に行われていると言える。		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	WIPO本部における著作権等関係の定例会議は着実に開催されており、また、WIPO職員数に占める日本人職員数の割合及びWIPOの幹部職員数に占める日本人幹部職員数の割合は一定数を維持している。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	・WIPOの事業は、計画予算委員会での審議及び加盟国総会での承認を経て実施されており、我が国は執行状況について同委員会にて報告を受け、確認しているところ、活動実績は見込みに見合ったものであると言える。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	・WIPO事務局分担金は、WIPO加盟国の著作権者の権利保護を目的として毎年支出しているものであり、我が国の著作権・著作隣接権者の活動・権利保護に裨益していることから、成果は十分に活用していると言える。	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	WIPOは著作権以外に産業財産権についても所管しているところ、我が国において産業財産権を所管する特許庁と共同で分担金を支出することで適切な役割分担を行っている。	
	事業番号			事業名
	経済産業省			世界知的著作権機関事務局分担金
点検・改善結果	点検結果	・著作権紛争解決あっせん制度にかかる予算は、文部科学省の支払い基準に基づき適切に執行されている。 ・分担金は、WIPOの年間の事業計画に要する経費の財源の一部に充てられる。予算の執行状況については、財政管理報告書において報告がなされている他、内部監査及び外部監査が行われている。これらの報告は計画予算委員会を経て、加盟国総会において承認を受けることとされており、我が国からは両会合にそれぞれ出席し、執行状況を確認している。		
	改善の方向性	・WIPO事業については、引き続き特許庁と連携し、当該分担金がWIPO内で適切に使用されているか監視していくこととしたい。		

外部有識者の所見

外部有識者による点検対象外

行政事業レビュー推進チームの所見

現状通り

この事業は、条約に基づく分担金等の支払いであり、事業所管部局による自己点検及び行政事業レビュー推進チームによる点検の結果を踏まえ、特段の見直しは要しないものと考えられる。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

現状通り

備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成23年度	419			
平成24年度	443			
平成25年度	408			
平成26年度	407			
平成27年度	401			
平成28年度	384			
平成29年度	392			
平成30年度	396			
令和元年度	文部科学省 - 0379			
令和2年度	文部科学省 0381			
令和3年度	文科 0408			

※令和3年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何をやっているかについて補足する)  
(単位: 百万円)

文化庁  
34百万円



【分担金】

A 世界知的所有権機関  
(WIPO)

WIPO加盟国の著作権者の権利の保護に資する取組を実施

費目・用途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載)	A.世界知的所有権機関(WIPO)			B.		
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
分担金	WIPO加盟国の著作権者の権利保護に資する取組の実施		34			
計			34	計		0

### 支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	世界知的所有権機関(WIPO)	-	WIPO加盟国の著作権者の権利保護に資する取組の実施	34	その他	-	-	

### 国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック名	契約先	法人番号	業務概要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1		-	-	-	-		-	-	